

## 地域密着型サービス事業所の整備予定について

第7期介護保険事業計画における整備目標は、「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」の各1か所の整備としましたが、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の優先整備の必要性が生じたことにより、今後の整備を下記のとおり予定します。

※ 【計画書の参照ページ】 これまでの整備状況 … P.35 / 計画期中の整備予定… P.57、P.58

### 1 公募の内容（予定）

地域密着型 サービス種類	整備圏域	整備数	整備条件	事業開始 時期
(1) 認知症対応型共同生活介護 (略称：グループホーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(1)単独の場合 ＝市内全域</li> <li>・(1)+(2) または (1)+(3)の場合 ＝市内（中部圏域 または西部圏域）</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3ユニット(定員27名)</li> <li>・低所得者向け利用料金の設定</li> </ul>	平成32年度 下半期
(2) 小規模多機能型居宅介護 (略称：小多機)			<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録定員29名以下</li> <li>・(1)の併設のみ可</li> </ul>	
(3) 看護小規模多機能型居宅介護 (略称：看多機)				

※ 事業形態は、事業者整備型またはオーナー整備型のいずれも応募可能

※ 応募は、(1)単独、(1)+(2)または(1)+(3)のいずれか1種類

### 2 公募開始から事業者選定までのスケジュール（予定）

日 程	内 容	
平成31年	4月1日	・公募開始（公募要領等を市ホームページに掲載）
	4月上旬	・公募説明会
	5月上旬	・事業計画書等応募書類の受付
	5月中旬	・第1回選定審査委員会／一次審査（書類審査）
	5月中旬	・第3回介護保険運営協議会（応募状況等の報告）
	5月下旬	・第2回選定審査委員会／二次審査（プレゼンテーション）
	6月中旬	・事業者選定（審査結果の発出）
	8月中旬	・第4回介護保険運営協議会（審査結果と今後の予定を報告）

### 3 応募要件（想定） ※ 以下の全ての事項に該当することを応募の要件とする。

- ① 介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号に規定する欠格事由（国税、都道府県県税及び市町村税に滞納があることや事業者が法人格を有していない等）に該当しないことを誓約できること。
- ② 東久留米市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団関係者でないこと。また、反社会的勢力の影響下にないこと。
- ③ 平成 33 年 3 月までに当該事業の指定を受けて、事業を開始できる整備計画を有していること。
- ④ 事業概要及び建物の建設または改修について、事前に近隣住民、自治体、学校及び地域包括支援センター等に説明し、理解を得ていること。
- ⑤ オーナー整備型による場合は、不動産所有者と運営事業者との間で、事前に事業運営に係る合意を取り交わしていること。

### 4 応募者の留意事項（抜粋）

#### ➤ 施設・事業所に関すること

- 地域密着型サービスの趣旨から、立地要件として住宅地の中にあること。または住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。
- 施設の建設にあたっては、建築基準法、都市計画法、消防法、農地法などの関係法令のほか、東久留米市宅地開発等に関する条例等を遵守するとともに、関係機関と十分な協議を行っていること。また、建築物の耐震性の確保に最大限努めていること。
- 設備については、介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法などの関係法令（「東久留米市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」（以下「市条例」という。）を含む。）に適合していること。

#### ➤ 運営に関すること

- 要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう支援を行う地域密着型サービスの趣旨から、サービスの質や事業の安定性と継続性を確保できること。
- 介護保険法、老人福祉法、生活保護法などの関係法令のほか、市条例で定める基準を満たし、事業者として適切な事業を運営し、必要な届出ができること。
- 原則、利用者（入居者）は、東久留米市介護保険被保険者に限定した運営ができること。

### 5 主な評価基準の考え方（例）

- ・低所得者（生活保護受給者等）について、受け入れ可能な上限人数が多い場合は上位に評価する。
- ・「グループホーム」単独整備に対して、「看多機」または「小多機」の併設を上位に評価する。
- ・事業の継続性について、整備計画に示された期間に応じて上位に評価する。
- ・類似のサービスの運営実績について、市内に既設の事業所がある場合は、運営推進会議や実地指導等の実績内容に応じて上位に評価する。